

障がい者就労支援事業所の新商品開発・販路開拓の取組みへの支援について

令和6年4月 島根県障がい福祉課

■ 目的

障がい者就労支援事業所が行う新商品開発・販路拡大に要する経費を補助することにより、売上の大幅な増加及び下請からの脱却を図ることを目的とします。

■ 事業の内容

ア 実施主体

工賃向上計画を策定している就労継続支援B型事業を実施する法人

イ 補助の対象となる経費

工賃向上計画に基づいて実施する新商品開発・販路拡大に必要と認められる経費

(専門家謝金・旅費、原材料費、会議費、資料購入費、消耗品費、印刷製本費、会場借料等)

ウ 補助単価

1事業所当たり500千円以内

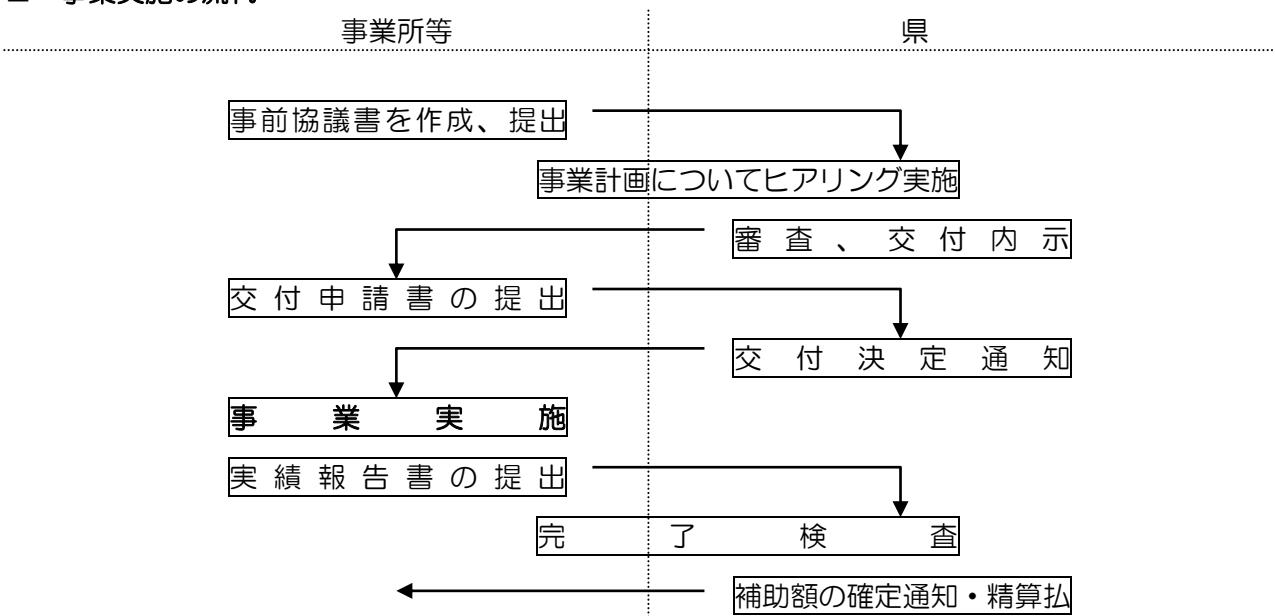
エ 事前協議

申込締切 令和6年5月17日（金）必着

オ 留意事項

- 補助金交付決定後に購入・契約等を行うもの、かつ原則、令和7年2月28日までに支払いが終了するものを補助の対象とします。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
- 工賃向上計画等の熟度等を考慮の上、予算の範囲内で補助金を交付しますので、協議書記載の事項全てが補助の対象とはならない場合があります。

■ 事業実施の流れ



■ 相談先

補助事業の内容等についてアドバイスを受けたい場合は、島根県障がい者就労事業振興センター（ホームページ・<https://yu-make.net>）へご相談ください。

(東部) TEL 0852-67-2671 (西部) TEL 0855-22-8677